

人口問題研究所

研究資料第五二号

昭和三年九月一日

イギリス人口委員會報告書

—第四部、要約及び總括的結論—

厚生省 人口問題研究所

は
し
が
ぎ

本解は本一九四九年三月その起草を完了した用出版の上に記する。イギリス人口委員会 (Royal Committee on Population) の報告書の第四部、要約及び總括的概論 (第三十三章) の部分に當る。主として黒田技術の翻訳にさへ。

昭和二四年九月一日

人
口
問
題
研
究
所

第 四 部 目 次

第三章 要約及び總括的結論

四頁

人口の趨勢

四頁

一七〇〇年以降における歐洲人口の膨張

五頁

人口増大の緩慢化

六頁

年令分布における變化

七頁

家族の大きさの縮少

八頁

家族の大きさの縮少の諸原因

九頁

最近における出生の增加

一頁

人口の交替

二頁

將來の展望

三頁

人口の趨勢と國民的利害

一六頁

經濟的影響

一八頁

年令構成

一九頁

不可観的分譜要因と結論

家族の地位

差別生産力

提案の目的と範囲

財政問題とその提案

家族サービス

健康サービス

住宅

世論と家族

人口研究

總括的結論

謝辞

教育費に関するミセス・M・C・ジエイの留保意見の覚書

附録一、科学委員会、その構成と附記事項

二八頁

二三頁

二四頁

二五頁

二六頁

二七頁

二九頁

三一頁

三三頁

三四頁

三五頁

三七頁

三九頁

四〇頁

第四部

第三章、要約及び総括的結論

大一三、我々の研究は必然的に広い分野に及んだが一般的結論を述べるに先立つて今までの各章の要約をしておく方が便利であらうと考える。

人口の趨勢

一七〇〇年以降における歐洲人口の膨脹

大一三、英國の人口は、過去二五〇年間に七〇〇万から四九〇〇方に即ち七倍に増大した。大体一七〇〇年頃までの英國の人口増加率は極めて緩慢であつた。丁度二の頃から明瞭な死亡率の低下のために入口が増加しはじめたのである。多少おくれて同様な変化がその他の歐洲諸國にも現はれた。大抵の歐洲諸國の人口は十九世紀を通じて急速に増大した。歐洲によつて植民された海外の地域においてもまた急速な増加が見られた。しかし死亡率の相当な低下がまだみられないかつた歐洲以外の人口の増加は緩慢であつたので、世界人口の均衡は歐洲諸国民の上に移動した。歐洲における人口の増加は、近代産業と貿易の発展や、移民と國際投資による海外地域の発展を促進し容易ならしめた。この過程において英國は指導的役割を演じた。十九世紀における英國人口の増大は、英國が強力にして富裕な國民となり、一人英術国、一矢殖民帝國、その支脈を全世界にひろげてゐる商業制度の中核体となり且つそれを維持する二とのぞきた一つの本質的條件をもつた。(第三章)

人口増大の緩慢化

大一四、英國における人口増加は、十九世紀における如き率を以て無限に繼續し得なかつたであらう。というのはどうなれば總人口は遂には巨大な数に達し、それ以上の増加は疾病或は飢饉によつて制約されたであらうから。幸運にも増加率はその他の諸力によつて緩慢となつた。十九世紀末以降、西歐の殆んどいづれにおいても人口増加率は急速に減退した。それ程顯著ではなゝが同様の減退は、アメリカその他歐洲系の人口の存在する海外諸国においても現われた。他方において南歐と東歐の多くの諸国においては増加率は今までのところそれ程顯著には低下していなへし、そしてアジアでは上昇しつゝある。

大一五、英國からの移民は、十九世紀の后半と二十世紀の初期を通じてかなりの規模をもつて行われた、しかし一九一四年までの純移出民数は自然増加（出生の死亡に対する超過）の極く一部分に過ぎなかつた。自然増加率の低下のために、人口増加数は緩慢になつた。一八七一年から一九一一年までの十年間毎のそれそれの期間において、自然増加数は四〇〇万或はそれ以上に達した。しかし一九三一年から四年までの十年間に於ては一〇〇万を多少超過した程度であつた。この減退は死亡率の著るしき低下にもかゝわらず生じたのである、特に青年層の死亡率は、十九世紀中葉以降衛生、医学的智識、生活水準の向上進歩の結果として低下し、從來の青壯年層における生命損耗の大部分が排除されたのである。この過程において平均壽命は一八七〇年代の約四三才から現在の約五五才にまで延長された。最近の十年間に於ける死亡数は、全人口が一八七〇年代よ

りも二、〇〇〇万以上も多いが、わう東、現實には一八七〇年代より減少している。(第三章)

年令分布における変化

大一六、西歐諸国における人口増加の緩慢化は、年令分布の著しき変化を隨伴した。十九世紀においては若い世代の人口は常に高年令の世代人口よりも多かつた、他方に於いて英國の一九四七年の人口においては、二〇才以下の人口は、二〇才から四〇才までの人口よりも少なかつた。人口の年令構成は著しく老令化した。二〇才以下の若い人々の比率は著しく低下したのであるが、大〇才以上の人口の比率は増加した、そして人口の平均年令は一八九一年の二七才未満から一九四七年の三五才余に上昇してゐる。(第三章)

家族の大きさの縮少

大一七、出生数は死亡数よりも遙かに急速な率を以て低下した。一九三一年から一九四一年までの十年間の出生数は、一八七一年から一八八一年までの十年間と比較すると、人口數において遙かに大であつたにもかゝわらず、約三〇〇万も僅少であつた。これは、有配偶率の変化(過去八十一年間にわたつて大体八五%乃至八八・五%の間に安定してゐた)に基くものではなく、一夫婦あたりの出生数(家族の平均の大きさ)の減退によるものである。この低下は、大体一八五〇年頃生まれの夫婦の世代から始まつた。ヴィクトリア王朝中葉頃の夫婦は平均五、五人乃至六人の出生児へ受胎可能期間中に結婚を中斷せる夫婦は除外)を持つてゐた。一九一五年乃至一九二九年における

る夫婦の出生児は二、二人と推定されている。この六。%の低下は、一人または、二人の子供を有する家族が最も普通な家族の大きさとして昔の五人、大人よりは七人の子供をもつ家族に代つたこと、従来極めて多かつた大人以上の子供を有する家族が事实上消滅したことによつて生じたものである。

大一八、家族の大きさの縮少はその初期においては、比較的高級な職業を有する者の間で最も急速に進行した。一九〇〇年と一九三〇年の間に結婚した夫婦の中で、手工業労働者の家族は非手工業労働者の家族に比較して常に約四。%多かつた。最近の平均においては、手工業労働者は二、五人の子供を有し、非手工業労働者はそれよりも少く二、七人となつてゐる。この縮少は、ローマンカトリック教徒の間ににおいてはとの他の人口に比し著しく緩慢であつた。異なる地域の間ににおける差異はそれ程顯著ではない。人口の異なる部分間ににおける右と全く同様な変化の類型は、平均家族の大きさが著しく縮少してその他の西欧諸国にも見出される。

家族の大きさの縮少の諸原因

大一九、十九世紀中葉以降英國六合の再生産能力がある程度低下したるをは理論的には可能などであるけれども、その結果につけての決定的な証據は存在しなり。實際我々が知つてゐる限りに於ては増加したといつても差支えないとも言へない。何等かの低下があつたとしても、それは家族の大きさが低下した理由のほんの一
部分を證明するのに過ぎまい。この低下の主原因として凡らく唯一の原因といえるものは疑いを

なく思慮がかい家族制限の普及があつた。(第四章)

大ニ。十九世紀において強力な經濟的、社會的、文化的諸勢力は一致して、統制されざる出生率の後退に絶えず反対してきた。經濟組織における諸変化は、生産單位としての家族の重要性を減少させ、同時に工場及び教育法は両親が子供を扶養すべき期間を延長させた。工業主義においては、安全と社會的昇進のための闘争は強化され、そしてこの闘争において、小家族の構成員一両親と子供の両者(は大家族よりも増大する利益を享受したのである)。人口の未曾有の増大と共に死亡率の低下が家族制限のまだ普及する以前にあつては、大家族形態を更に一層一般的なものとしたという事実と並びて過剰人口の恐怖を流布せしめ、産児制限に対する宣伝に力と目的を与えるに役立つた。科學の進歩と人類の起源と発達に関する新知識は、家族の大きさに対する個人的統制の思想を受け入れることを容易ならしめ、且つ避妊に対する心理的障壁——改善された避妊手段の利用が可能となりつゝあつた一を破壊することを容易ならしめた。婦人の地位の改善もまた貢献したに過ぎない、無制限の家族は母親に堪え難い負担となるものだといふこと、夫にも妻にも極めてけつかりしてきたりである。これらの事実こそ、西欧社会において家族制限開始の時期が熟するに至る複雑な過程の中にあつてその指導的因素にからざるべきものであつた。英國における変化が一八八〇年頃に現はれ始めたということは、主として一八七〇年代の終り頃から始つた不況と一八七七年のラットドーラフ・ペント裁判——これは妾制限が可能である事実を広く一般に知らしめた上に基くものであつた。

大二一、家族制限が普及し始めて以来の七十年間に、その背後にある諸力は全体としてより強力となつてきた。義務教育、人道主義、婦人解放すべてこれらは無制限な産恩に反対であることは絶えず發展してきた。十九世紀以来達成された偉大な社会的諸進歩—児童保育水準の高度化、義務教育年令の延長と少年労働の諸制限、社会的昇進の機会の増大、闲暇の増加と家庭外における闲暇の享受の機会の増大—が齎した一つの奇異な思ひがけない結果はこれらの進歩は子供を持つ両親の経済的不安を増加させたこと、乃至はいろいろの仕方で子供をもつ両親の金計を負担を相対的に著しく目玉させたということである。大多数の夫婦は今や彼等の家族の大さを制限し、そして家族の大さの統制は、個人的負責任の正常な一部分として一般的に承認されるに至つた。(第五章)

最近における出生の增加

大二二、近年に至つて、英國やその他家族の大さが既に縮少して了つて諸國の年々の出生数の中にも或る新しさ、一見驚くべき動きが現われるに至つた。英國においては永年にわたり進行していく出生の低下は一九三三年に喰い止められた。一九三一年から一九四一年に至る間は大体安定期であるが、それに続く一九四一年以降には急速な増加が、そして一九四五年的戦争終了後は更に一層の増加が現われた。一九四三年から一九四八年に至る六年間に於ける年々の平均出産数は戦前より上回っているが、これは一九四一年から一八年に至る戦争時代に續いて現われた出生の短期的ラバードと併んで比較にならない大きな変化である。この上昇傾向は次の二個の主たる影響に帰することができる。(1)最近若い夫婦が急激に増加したこと、(2)平均家族の大さが

(少なく述べて當分の間)縮少しなくなつたといふ事実とぞある。若く夫婦数の増加は、結婚年令が若くなるにことによるものである。このような原因からして予期されていた上昇傾向は、戦時の特殊な諸影響によつて攪乱され、戦争の初期に石ける出生の延長を生じしめたのであるが、それはその後、戦争の末期並びに戦後におりる異様な増加によつて、補充された。戦争期間を通じ全体として夫婦は戦争直前ににおけるよりも幾分よけいの子供を持つようになつてゐる。しかし現在までのところでは、まだ家族の平均の夫婦より増大したといふ何等かのけつ玉りして証據はない。結婚待続期間を考慮に入れて見て見ると、一九二七年と一九三八年の間に結婚した夫婦群は年次別にみて云々大体同じ大きさの平均家族を持つてゐるようである。この全般的な類似性は、社会階級別に正反対な運きの相殺の結果といふかえれば非手工的労働者に於ては家族の大まきは膨脹してゐるのに對し、手工労働者の少くとも或る部分については絶えず縮少してゐるといふ正反対の運動の結果であると言ひうる若干の証據がある。

大二三、一般の世論は著しい小家族に対する反対するようになつてゐたといふらへば若干の兆候はある。
戦時の状勢と政府の政策―宗金廻饋、食糧配給制度、価格統制や補助金、租税と家族手当等―は人口大衆に対して子供を持つことの経済的な不利益を著しく減殺した。子供を持つことに支障となるようない連の諸活動は廢止された。結婚年令の低下も家族の大きさの増大を促進したに相違ない。これらの色々な諸影響のどれか一つだけに決定的な重要度を与えることは不可能である。(第六章)

人口の交替

大二四、第一次大戦から第二次大戦に到る中間期、特に一九三〇年代において、人口の趨勢は、新らしく不安に刺戟され、深甚の注目を喚起し始めた。年々生れる子供の數は、彼等の両親の所産する世代と交替するには完全に不充分であるといふことで確信せらるゝに到つたのである。この不足を測定するためには、純再生産率として知られてゐる特殊の指標が考案出されるに到つた。これによれば、英國の出生数は一九二〇年代の初期に交替水準以下に低下してゐて、そして一九三九年以前の十年間に於いては交替水準に約五分の一足りないことを示めするに到つた。これは人口趨勢の内部に構成される眞実の実体を現わすものと思はれていた。

大二五、今日問題となることはこの人口再生産力の実体が最近に於ける出生の顯著な増加によつてどの程度変更を加えられるに至つたかということである。死亡に対する出生の超過が極めて高い水準に達したばかりではない。純再生産率は数年継続して一より大きかつた。しかし純再生産率の上昇は吳に作用する二箇の一時的影響、即ち結婚年令の低下に基く若年の夫婦数の増加と戰争の初期から延期された出生が一九四四年から一九四八年に集中したこととに主として基づいてあつた。純再生産率といふものは、かかる諸影響を考慮するものではなし、だからこれに人口の習性に因るする基本的な傾向を充分に測定するものではない。婚姻習慣の変化が年々の出生数に及ぼす影響は、家族の大きさが増大するのではなければ、大きさのではありえないし、永続しうるものでもありえ

ない。そしてこの家族の大きさの増大と、うまにうつてけ今迄のところ才に十全に納得せしに足るような兆候は存在していなかつたのである。人口の交替率という観念が最も適切に結びつこうる問題は、家族の大ささである。

次に大、家族の大ささは半世紀にわたり絶えず縮少した後、過去二十一年間以て比較的安定しているのであつて、一夫婦当たり大体二、二人の子供数と推定されるであらうと我々は述べてきた。近年における出生の異常な増加にもかゝわらず、これに依然として近似的な數値を示めしてゐる。将来においては勿論いつれひの方に向ひ顯著な変化を生じしめるであらうが、当分の間は英國民の家族構成慣習を現わしていふよう思はれる。従つて、人口の交替はとつて適度な家族の平均の大ささについて信頼するに足る意見を形成することが實際問題として大事な仕事になつてくる。我々は、右の家族の大ささはこの目的のためには不十分であること、そして不足の範囲は大体2%の程度のもとの推定されると信じていら。然しかば或る程度の不足がある。しかし、この不足が戦前の再生産率計算からして、何程もんなり大きくなつたとも等しくたしかである。(第七章)

將來の展望

次ニ七、現在英國の人口においては、四〇才前後の人口は異常に大きく、それに応じてそれより上と下の人口は少ないのである。この年令分布が明らかに豫期されることは、(1)移民は別として(2)青壯年層(一五才一三九才)の人口は今後十五余の間に約一四。方減少し、(3)老年層(一六五才以上)

は今后三十年余りの間に堅実に増加して少くとも二三〇万或はそれ以上となり、(C)勤労年々人口は少くとも今后三十、年間は大体不变であらうといふことである。

大二八、以上の予想は、将来の出生とは何等の關係はない。されば現在の人口から生ずるものである。惟一の假定は、将来の死亡率は現在よりも高くなりそうもないということだけである。現実にはそれは低下しようである。将来における死亡率低下の主たる影響は、高年令層の人口を更に増加させることである。そしてこれらの年令における死亡率が必ず低下するならば、されば可能の様である。一人の面にあける諸影響は實際極めて重大となるであらう。

大二九、将来の出生数は、婚姻率と家族の平均の大ささに依存するであらう。有配偶率は凡らく増加するであらう。結婚年令もまた凡らく従来の正常の慣例よりもわかくなるであらう。一方、結婚年令が尚一段と低下するのでなければ、近年における異常な高い水準の婚姻数は間もなくかなり著しい減退を示すに相違ない。

六三、将来の平均家族の大ささの傾向については何等かの確信を以て予言することはできない。家族制限の普及とその効果の絶えざる改善は平均家族の大ささを低下させるに作用するとか予想されるが、一方それは極めて緩慢なものであらう。両親の負担を軽減する革新らしい手段は思当らないから、全体としては、過去十年間に「望ましい」家族の大ささを引き上げるに役立つた一連の諸力は、将来はその影響力を弱めるであらうと思はれる。しかし他方において、近年における結婚年令低下の事実は色々の点において彼等の家族の平均の大ささを引上げる傾向を生ずるであらう

家族の大きさに対する民衆の態度に変化があつたとしても、その完全な効果はまだ現はれていない。ようである。平均家族の大きさが僅かではあるが増加することも予想されるし、子供他方にあって以前の低下傾向へ復帰するといふ予想も極否しえない。

大三一、今後十五年あまりの間は、近づ将来に予期される若の夫婦数の減少の結果として、年々の出産数は始んど確実に減少するであらう。もつと遠い将来における一般的傾向は主として平均家族の大ささの水準に依存するであらう。もく夫婦か、戦前十年間ににおける夫婦と同様な大きさの家族を維持し続けるならば、出生数の終局的な傾向は緩慢な低下を示めすこと、示るであらう。この低下は家庭の大きさが僅かに増加するだけで充分に防止される程度のものである。しかし家族の大きさが更に実質的に低下するならば、出生数は終局的に急速に減退することになるであらう。

大三二、英國の總人口における増加は二十年乃至三十年間に数百万以上一移入民は別として、不達するとはないであらうけれども、少くとも今後十年乃至二十年間に總人口は凡らく増加し続けざらう。年内家族の大ささが戦争直前十年間ににおける夫婦と同じ水準にとどまるならば、線人口は一九七七年頃の最高に達し、それから緩慢な減退を示すのであらう。同じ假定に基いて、勤労年令人口もまた、今後三十年間に大さくに言つて不变のまゝにといまるとしても、それ以後は緩慢に減退を示すであらう。既に減少しつゝある青壯年層は一九六二年以後は極めて緩慢な程度に於てではあるが、減退しつづけるであらう。幼少年人口はこの漸次的で減退傾向とともに早目以実現することにならう。

大三三、人口の年令構成にかける二のほうを推移傾向は、人口の均衡をますます高い年令層へ向つて実質的に移動させることになり、かくて約六十年間に亘つて既に動いてきた傾向を継続せしめるであらう。一八九一年と一九四七年の間に七才上昇した人口の平均年令（現在三五・四才）は次の三十年間に少くとももう三才上昇する見込みあり、もし将来にあつて平均家族の大さしが相当縮少するか、或は高年令層にあける死亡率が著しく減退するならば、もつと上昇するこゝになるであらう。このよろ可能性を一應度外視するならば、確定として予測される将来人口の年令構成における推移の主因は決して家族の平均の大さしが人口の完全な交替に必要な水準以下に低下していることから畢竟に基くものと考えてはならぬ。それは大説分、十九世紀以来の死亡率の低下に対する現はれてまだものに過ぎぬ。このような基本的傾向は、假に平均家族の大さしが今後完全な文書標準に着実にとどまるものと假定しても尚行わぬであらう。

大三四、過度の純移出民は、まし堅実に持続されるならば、実質的に人口数の終局的減退を加速するであらう。それけまた、凡らくどう深刻な程度においてはなつてあらうが、人口の高令化をも加速するであらう。しかし地方において、過度な純移出民は、平均家族の大さしがこれ以上縮少しないかどう、人口数の減退を防止するに足るであらう。

大三五、男子人口の女子人口に対する比率は最近増加しているが、これは将来も継続するものと早期より子供は守らなければ、再生産年令における男子人口の多少の超過を生じゆることであらう

人口趨勢と國民的利害

大三大、人口趨勢は、經濟的、社會的、心理的、政治的、戰略的等の各方面にわたつて影響を及ぼす。これらは異なつて二組の問題をもつてゐる、第一は、特に人口の増加率や年令分布において既に発生しました現在進行中の諸変化に対する不可避的に必要とされる調整の問題であり、第二は、國民的利害の觀点から人口の將來の趨勢に影響を与えるための手段が取られるべきかどうかの問題に関するものである。我々は主として後者を問題とするわけであるが、人口の過去の趨勢から生ずる諸問題は極めて重大であるので兹でその二、三について觸れてみよう。その經濟的諸見地については經濟委員会の報告書について詳説されてゐる。

經濟的影響

大三七、經濟的に望ましい人口趨勢に関する重要な考擇は次の如く言ひ表はすことができるであらう。

人口増大の不利

の人口一人当たりの利用可能な土地面積は、どこの国においても人口の増加と共に減少する。

(2)増大する人口に対しては凡ゆる種類の資本設備（家屋、公共施設、工場等）が供給されねばなら

めない。そして生産資源はこの目的のためにも擇けうれしからぬことになら一人人口が増加しない場合にはそれ自生活水準向上のため使用されるであらう。

増加人口の利害

しかし他方において増加人口は

- (1) 生産規模の増大を容易にし且つ技術的改善に刺戟を与える。
- (2) 高出生率に基くている場合は、人口の平均年令の低下と結びつく。
- (3) 経済制度に更に彈力性を与え、かくて執拗な大量失業による生産資源の浪費を避けらることを容易ならしめる。
- (4) 國民の國際的影響力を増大し、色々な面においてその經濟的地位を強化する傾向を持つてゐる。

大三八、現在の状勢下においては、前段に掲げた第一の考慮即ち人口一人当たりの利用可能土地面積は人口の増加と共に縮減するということは凡らく最も重大なものである。現代の状勢に対するその関聯性からいえば、食料、燃料の輸入増大の確保が困難となるかも知れないということ、そしてこれがたゞ逐次悪化する貿易の面においてのみ獲得しえられるであらうという見込に存してゐる。尤もこの危険については、英國の支拂差額の問題にからむ諸困難の意識のために、日本人口問題に關係あるものと無關係のものとを區別することはできなかつたことのために、今日過少評価よりも寧ろ過大評価される傾向は強い。次の十年間に、英國經濟の前途にはつきりした光明が渡せ

られるであらう。現在においていゝることは、世界の食料供給と英國の輸出貿易の機會に関する將來の不安定が、我々の人口にこれ以上著しく増加する可能性があるということに我々が感謝せねばならぬ充分の理由をなつてゐるといふことである。

年令の構成

大三九、一八九一年と一九四七年の間にあける勤労年令人口のその他の人口に対する比率の増加は、過去七十年以上に亘る生活水準上昇にあける明白な一要因であった。この好都合の影響も、今后の三十年間にあける勤労年令人口比率の低下と共に消滅するに至るであらう。この低下が行なはれて、それにも拘らずの比率は十九世紀の水準より充分高い地位にとどまるであらうが、しかしながら、それで老若の被扶養家族の消費水準が活動人口のそれと対比してずっと上昇してゐることも考慮に入れられねばなるまい。將來における高出生率は生産者と消費者との比率を終焉的には多少改善するであらうけれども最初はそれが悪化せしめることになるであらう。

大四〇、一八七一年と一九四七年の間に、英國における十五才以上人口は四倍に増加しその比率は四、八%から一、四%に上昇した。この老令人口の予期された著しい増加は、我々をして彼等の生産能力がもつと活用されることを切望せしめざるをえない。老令者の健康水準が増加し、かくで引続き活動を希望し且つ活動できる者の数を増加せしむる二とを希望すゞき充分の理由がある。老令年金の増額はそれから引退した場合にのみ支拂われるという條件と結びついて老令者の健康増加

に逆作用する。死亡率の将来における低下を考慮しない場合でも養老年金の国庫負擔額は一九四八年の三三八百萬磅から一九七八年には五〇一一百萬磅に増加するとと推算される。老人人口の増加、従つて一つの政治的勢力としての彼等の力の増加につれて、年金増加提案の意図が実現されるに相違ないことも極めて重要なである。

大四一、増大する老人者の収容と扶養のための色々の必要に施するために、種々力々不斬の努力が必要とされるであらう。

大四二、十五才未満の児童数は一九一一年の一三、六百万から一九四七年の一〇、四百万に減少したことは、児童の教育その他のサービスの水準向上に役立つてきで。最近における増加は一時反対の方向に作用するであらう。平均家族の大ささが戦前の十年間と同じ水準にとどまるならば、児童数の緩慢なる減退が始まるであらう。

大四三、他の事情にして専いとするからほゝ勤労年令に達する人口の減少は経済制度の彈力性を減退せしめる傾向がある。たかう若ひ人々を指揮して最も望ましい産業につかせるための最善の可能な施策を持つことが必要となるであらう。

大四四、總労働人口における青年労働者の比率の減退は経済制度の彈力性と効率を更にその他の方法で即ち職業或は場所の移動を困難ならしめることによつて一層減退せしめるであらう。

四五、年令の高令化と共に、昇進に対する競争は増加するものと予期される、そして青壯年の間に強い失望の感情が生ずるであらう。このことは、早期の引退に対する要請を強化するわけであ

るが、この早期の隠退は別の理由で国民の利益に及するものと考えられたものである。しかし、指導者としての経験が豊かうから開始されるということ、そして社会が供給の過濾しゆく青壯年層を充分に活用するというとは是非とも必要なことである。従つて退職を延期する者には最高の地位を充當すべきではない。隠退した人々と相談役として残るは責任のより少い地位において雇傭することも可能であらう。勤務の継続が昇進と阻礙しない多くの場合にかかると同様にこれらの場合においても隠退年令によって獲得しうる年金は支給はれうるようになります。されば、それ以上の勤務に対してはそれに応じて調整されるべきである。

大四六、今後十年間ににおける青壯年層（十五才から四十才まで）の絶対数の減少は、国防上特殊の意義をもつてゐる。もし将来の家族の大ささが戦前十年間のそれと同様であるならば、三の減少は繼續するでみうう。年内家族の大ささが僅かでも増大するならばこの減少はすぐさま阻止されるであらう。

大四七、青壯年人口の比率の遞減と共に、青壯年に特有なエネルギー、創意、企業心その他の特質は相当に喪失されることになるであらう。（第十一章）

大四八、年内家族の大きさの低い水準は移出民を阻止し、且つ移入民を促進する。そして全体の傾向としては、移出民の現在の満足は短期に終了し、遞減するであらうこと、認はれる、そして凡

らく特殊の職業にありる不足を補充するため移入民を入れんとする圧力が越えず存続するであらう。この予想を我々は人口交替に不足する家族の大きさが結果する望ましからざる諸影響の一つとみなしてゐる。といふのは(4)廻りの移入民の供給源泉は貧弱であり、そして我が國のように完全に確立された社会においては民族や宗教を異にする移入民を吸收する能力は制限されてゐるから、そして(6)英連邦内のその他の地域への英國移民の流出の遮断は英國をうながす全体としての英連邦の經濟的、政治的将来に対する重大な諸影響をもたらすであらうから。

大四九、假りに英國における平均家庭の大ささが交替水準に或は十分予想されるようになればより多少高い水準に維持されるものとしても、本国で良好な經濟状態を与えられている限りは、英國からの移出民はそれぞれの自治領が一九三〇年以前の増加率を維持せんとした場合に必要な移入民の三分の一或は四分の一以上に達するとは思われない。だから現在の趨勢からみれば、英連邦内の英國的要素は遞減する傾向があると思われる。この事実は、全英連邦にとつて死活の関心を呼び問題を提起している、そして我々は、これを英國政府とその他の連邦諸国が一體となつて研究すべしことを主張する。この研究は、勿論、英國の經濟状勢ならびに、原子力その他国际的に影響を及ぼす諸発達の利用に関する政治的、戰略的意義の検討を行うであらう。一章十二章。

不可量的諸要因と結論

大五〇、人口の變更しき趨勢と多くの不可量的要因にわたつて問題にする場合に日、英國の安

全と勢力とに及ぼすその諸効果をも考察せねばならぬ。合衆国の人口は現在英國の始んど三倍であり、ソ連のそれは英國の殆んど四倍である。そして將來に予想される人口推移の如何なる変化もこれら比率を小さくすることにかなつてあらう。それは寧ろ益々拡大するものと思われはかるまゝ。
 しかし英國は、世界に散在してゐる共和国の中核である。二のことと考へたゞけでも、力と勢力の問題について異常な不利にさらされてゐるといえよう。戦争の起きた場合においてのみならず、戦争をさけるための力の均衡を維持する上にあっても、大英共和国にとって一番望大なることは他の諸国との協力或は同盟にある。世界状勢の動きは、西歐文明という概念を一個の実在する価値たる具体実体にまで転化しつゝある。家族の大きさや單なる交替水準への或いは屢々その水準以下にまで低下した近代的傾向が西歐文明諸國の多くに共通の現象であり、且つこれら諸国にのみ限定され、た現象であると、つう事実はこのことに更に大きな意義を与える。彼等の増加率は、東洋諸国民のそれより著しく加速化されてゐるときに顯著な低下を示めしたのである。交替水準以下の家族の大きさの固定域は、十九世紀において独佛の間に生じたような急激な人口比重の変化を特徴づけるであらうし、そして西歐の構成と支配力に及ぼす影響において決定的なものとなるであらう。

大五一、この問題は軍に軍事力や国防上の問題ではない。それは西歐の価値及び文化の維持と擴大というより根本的な問題にまで転化する。この広汎な日常生活のもつてゐる効果的な威力はその構成部分の活力に依存し、そしてこの活力は更にその人口の趨勢によつて支配される。

大五二、上記人口の文書に不適する家族の大きさが英連邦内の諸地域への英國人の移動に及ぼす

影響は、この問題の一つの特殊な面である。

大五三、家族の大さか交替水準以下で無限に継続するならば、國民的滅亡に導くであらうけれども、長期にわたつてこの水準以下にとどまり、後になつて回復し、やくて人口が終局的に多少の總人口で安定するといふことが考えられる。しかし、我々の歴史が示してゐる如く、平均家族の大さきは可成りの程度に縮少しうるし、また回復しうるであらう。しかし、それは正確にして急速な調整には役立たない。それは緩慢に普及する習慣と傳統に依存するのであつて、これらの慣習と傳統は漸次的にのみ変化せしめられるものである。このことこそ人口交替に不足する家族の大さきを望ましからざるものとして反対する強力な見解を構成するものとなるであらう。やくとも食料供給上の困難がそれを望ましいものとして承認せらる場合以外には、子に承認せらるようになる時まで。

大五四、現在の英國においては家族の大さきは人口交替に足る程度のものであることが望ましく、それに付随して結論する。広範な範囲にわたりて政策と行政は家族の大さきの推移に対して継続的な影響を持つものである以上、政策のその効果においてその意図を離れて全く不中立的であるということはこの問題については不可能なことである。(第十三章)

家族の地位

大五五、家族の地位に関する我々の検討は概めて富裕者に例外として社会の凡ゆる階級において

て扶養すべき子供と有づ夫婦は子供のない夫婦に比較して経済的に不利であることを、また数人の子供を有つ両親は僅か一人や二人の子供を有つものに比較して不利な地位にあることを実証している。殆んど總ゆる所得の段階を通じてこの不利は実質的なものである。所得の充分に高くて生活に余欠がないような場合においてさえ、かなりの大きさの家族を扶養することは、慰安や快樂の著しい犠牲をもたらすであらうし、且つ小家族の子供と同様に有利な人生の出発をこれらの子供に与えることを困難ならしめるであらう。子供をもつことの非金錢的諸障害の中で最も重要なものは、近代における肉體の著しい増大において殆んどその分前に預つていなし母親の痛感して居るものである。その他の東についての両親の地位の悪化は、部分的には、顯著な社会的進歩の附隨的結果である。社會進歩の過程の中で、家族というものは、最近に到るまで社會政策の対象から看過されてきたか或いは精々微少な地位を与えられてき氏にすぎない。(第十四章)

差別出生率

五大、小家族が我々の社會で享受してきた有利さと親たることに伴う一般的な障礙とは出生率の差異の中に反映している。諸々の社會群の中で最高の所得を有する群が、またそれぞれの社會群内の個々の兩親の中には教育のある智識層の人々の家族が、平均してその他の群や人々よりも高い。かかる出生率の相違の中に、國民の知能の平均水準を低下せしめる傾向が内包している。我々に提出された専門家の証言を我々に判定する立場にはない。しかし、こゝに徹底的に研究

することを必要とする第一級の重大な問題である。だから、我々は、政府がこの問題の徹底せる調査に對して配慮すべきことを主張する。(第十五章)

提案の目的と範囲

家族福祉の促進、特に家族の大きさを與にするものの間にあける種々の実質的不平等を輕減せんとする手段は、平等と社會的福祉の根據に基いて充分に正当化される。そして人口交替に不足する平均家族の大まさか長期にわたつて持続しえないので從來その採用に對して最も根本的な障礙となっていたものは既に除去されたに至つた。公共政策は欲しい子供だけを産むといふ慣習の普及を採擇し、且つ社會的、經濟的施策の調整によつて婦人をして母としての仕事や家庭の貢献と家庭外への関心と結合し易からしめるよう努むべきである。金錢的及び諸種のサービスによる家族扶助についての我々の提案は、一個の家族福祉計画—それは絶えず検討され經驗と深く知識の光のもとに修正され拡大されていきなければならぬことを樹立しようとすることに外ならぬと我々は申す。

財政問題とその提案

大五八、我々の財政上の提案が據りどころとしている指導原理と假設は次の通りである。

(1) 一九三八年以降行われてきに家族の相対的經濟的地位の輕微ではあるかしか一有意義を改善を維持する爲に、両親に対する更に一段と財政的援助を与えることが差し迫つて必要であるということ。

(2) 財政資金のうち両親に無條件で下附される補助金の形態での援助は、すでに階級及び所得水準の両親に対する平等の援助の原理に基いて行なわれねばならないこと。

(3) 子供をもつておける一般的な經濟上の障礙は、不公平な租税負担のために高所得階級並びに上層中流所得階級の負担において加重されていること、そしてこれらの所得階級の両親は、財政上の平等の原則によつて正当化されうる如き租税の輕減を受ける権利を持つてゐること。

我々の提案は次の如きものである。

の家族手当法によつて無條件で國庫から下附される手当率は、今後は、週七志に、婦人ナーオ以上への子女に対しては週一〇志に増加すること、そして家族の最年少の子供を除外することにする二点。

(2) 財政状態が許す場合には、各家族において一人の子供を手当の範囲から除外していく制限を除去すること。

(3) 一人の子供を除外する限りにおいては、その代りに第一子に対する補助を一度拡大せよこと。

(4) 妊娠が確認された場合、出生前ハ手当を支拂うべきこと。

(5) 更に追加的の子女手当のため職業別の據金制度と奨励すること。

(6) 所得税を課せられる所得の計算において、扶養子女一人に対する控除額は、現在の通り六。磅

(一最低額)とするか又は一〇〇磅を超える所得の十分の一とするなど。但し此の場合の控除の最高額は一五〇磅とすること。

(8) 家族手当法によつて支拂われる現金手当に対しては所得税を免除すべきこと。(第十七章)

家族サービス

大五九、財政事情の許す限り、家庭の緊急の場合のみならず、通常の場合に於ても、家庭援助、家政婦、託児所、養育所その他の手段によつて、家族サービスを發展せしめて小生の子供を有する母親に援助を与えるようにせねばならない。これは、現在存続する限りのサービスに於ける力営の移動とそれに応する調整を伴うであらう。

五六〇、家庭救護が適用せられるべき緊急事態の場合については、産褥に在る場合の二週間乃至四週間の期間を包含すべきである。託児所は主として二オーフリ五オーフの幼児を晝間の短時間の間に発展されねばならぬ、即ち母親の分娩或は疾病期間中の幼児のおもり或は母親に対する休暇制度の附隨物として発展せしめられねばならぬ。地方当局は住民達の保母組織に対する民間の計画

を奨励すべきであつて、必要な場合に付、この分野における民間の自發的な努力を補充すべきである。新築計画は、經濟的諸困難の故を以て中止になつたり、延期せられたるするであらうが、我々の見解では現存の幼稚園学級によつて達成されている標準を維持することは重要である。緊急手段として、幼稚園を半日の期間とし半日のあもりで二倍の子供をあもゝするよう組織する二とかぎりであるであらう。但しこの方策によつて標準の維持を害しないことが必要である。幼稚園建物を休暇期間中遊戯場として使用したり、また新しい幼稚園建物における保母の便宜を供給することによつて、建造の節約は行なわれるし、サークルイスの拡大も可能となる。幼稚園の将来の正常な發展のために、我々は休暇期間中も保育を行なわせるべきこと、そして可能な場合には、幼稚園の保育時間の前に向かひつて一日中働いている労働者たちの子供のあもりのために適当な処置をとらるべきことを勧告する。

大大一、家庭援助や育児の如きサーカイスに対する、両親はその資力に応じてその費用を出損支拂ひであり、その資力の算定にあたつては、扶養子女数が大さかな割合で考慮に入れられねばならぬ。

大大三、現状においては、これらのサークルイスの支給は二才以下の幼児一人についたる家庭に対する乳児帰派遣以外は除外すべきである。また、二才から五才までの年令群の子供数に主として基礎をおく優先制度を適用すべきである。

大大三、我々の行うその他の示唆は、洗濯施設、家族の休暇や母のための家庭休日、子供の運動

場や子供連れの母のための列車内又は駅構内施設の発展等に関するものである。

大大四、家族に対するサービスの発展するに従い、單に経済のためのみならずまたヨリの経験を活用していくために、いよいよ緊密な行政的再編成の可能性について心懸けられねばならない。(第十八章)

健康サービス

大大五、國民保健サービス局の樹立は、健康サービスが家族福祉に与える貴重な貢献を増加させる新しい見込を開いた。これは営業の母と子を始めて医療サービスに開して有業家族員と平穏の立場におけるものである。それによると、子供を持つ両親の余計の負擔である医療の費用を除去或は軽減し、また保健顧問としての家族医の概念を強化し、家族の構成員と彼等の必要とする専門家のサービスをより近くするものである。

大大六、不妊の診療と処置に対する便宜は「國民保健サービス」の正規の一施設として提供されねばならぬ。そしてこれとこれに關聯する諸問題の研究は促進されねばならぬ。

大大七、夫婦の避妊を欲する場合、これにつけての助言を与えることは、國民保健サービスの義務として承認されるべきであつて、公立診療所からなる助言を与えることを制限していろ現存の規定は除去されねばならぬ。助言を与える最初の義務は家庭医にある。この目的に応ずる診療所は、可能を限りは、主たる不妊に関する助言に対してモダニティを與える施設を持つべきである。國民保

健サービスとの部門は、必要な生じた場合、家族福祉に直接関係のある他の活動（例えは結婚前の診療）に対する実践的な発展を取り入れらるよう計画されねばならぬ。

大大八、「国民保健サービス」の確立は、母性サービスと家庭医の援助との協力とその標準の引上げーその達成はそう困難ではないと作り立てる、そしてこれらは新しい「サービス」の重要な目的に屈すべきものである。

大大九、母性サービスの発展に対して我々の行う示唆の中には次の如きものがある。

(1) 麻酔剤や無稀の処置は、それを希望するすべての母親に、その使用を禁ずべき医学上の理由があるのでなければ、利用せしめられるべきである。

(2) 産褥後の二ヶ月間ははじめての産褥や続いて巡回保険婦の看護期間は増加すべきである。産婆の家庭看護の期間は、分娩の家庭で行なわれる場合は四週間に、分娩が病院で行なはれた場合は帰宅後二週間に拡大されるべきである。

(3) 家庭援助計画の大汎な發展は、緊急事態の場合にとつても必要である（例えは医学上の理由で入院しなければならぬが、しかし画倒を見るものかいわいにめ家庭にとつまうねばならないの帰人に対する場合の如き）。分娩後の家庭援助の正常な期間は、四週間でなければならない。

大セ〇、我々は母親が施設されている便益をできるだけ利用しらるようになるようサービス改善のためのその他の一連の示唆を行つておこう。これうには、(1) 診療所や病院における指定制度

の発展の病院や診療所における託児所(家庭での保育の農村或は僻遠の地域に対する巡回施設)、母のための養生と休息の家の診療所や保健所におけるよりもむしろできるだけ家庭における医師や保母の附添い等を含んでいる。

大七一、英國における死産と幼児死亡率はある諸国よりも高い、そしてこれらの差異は氣候によつては説明されえない。職業と父親の社会階級によつても亦甚だしい差異が存在する、且つその原因の分析はその決定的要因が環境にあることを示している。貧困者の異常に高い死亡率は、生残能力の劣等性に基くものであるとか或は死亡率が僅か低下してもそれは劣等な性質の子供を生かすことになるに過ぎないといつたような意見に対して何等の証據もない。

大七二、我々は、戦時の母子保護の収養政策の継続と発展、産科技術の改善、児童保健に関する母性教育の一般的水準の向上、この中には巡回保健婦や医師の訓練の改善、また家庭医と専門家のサービスとの協力を含まれているト等を希望する。生物学及び医学委員会の勧告を確認する。一
十九章

住　　宅

大七三、現在の住宅の深刻な不足は、子供を持つことを防ぐ主要な原因の一つとして広く痛感されてゐる、そしてこの不足を克服するための急速な進歩は、人口問題と家族の構成の両者にとって基本的重要性を持つものである。この不足克服に対する國民的努力は、この國の經濟的状勢によって阻害されてゐるけれども、家族数の増加率が低下するという豫期的事実によつて幾分は救済さ

れるであらう。

大七四、住宅建築計画は、五室住宅に不当に集中してゐるようと思われる。超蒲原住宅を家族の大ささ別に分析してみると、もつと大きい住宅の必要なことが分かる、また家族の大ささ別の分布は、三寝室以下の住宅の比率をも増加すべきことを示唆している。我々は、この計画は、將來三寝室以上の住宅の比率を増加することを第一義的目的として再検討されべきことと、この目的のために補助金施策において必要な変更はどんな変更でも行うべきことを勧告する。

大七五、密集状態は、三人乃至四人の子供を有する家族において最も甚じしく、そして我々は、地方幹局が住宅を貸与する場合に子供を有する家族に優先权を与えるべきこと、且つ家族の大ささの変化に応じて借家の交換を促進すべきことを勧告する。しかし、すべての住宅の約十分の九は私有であつて、我々はこれらの住宅の占有において優先を確保すべき何等の手段をも推奨することはどうなり。

大七八、家族手当や所得税の軽減によつて生むる如き消費力の僅ひず増大では、より大きいより立派な住宅に対する需要と、両親や子供の利害の差から見て望ましいと思われた程度に十分に促進することは思われない。そして児童に対する教育、保健サービスの場合と同じように、扶養子女の数に応じて家賃の補助や軽減をすべきではないかとの問題が存在する。我々は何か一般的な制度が可能かどうか、専門家委員会によつて検討されることを勧告する。

大七九、大きい住宅と同様に設計の小の設備のすぐれた住宅も、子供を沢山もつている家族にと

つて不公平な分布の状態をとつてゐる。住宅設計と設備の問題に対する科学的研究の適用は、工業や農業技術における場合よりもはるかに遅れてゐる。こゝ分野における建設者の研究はもつと発展せしめられるべきであり、三人以上の子供を有する家族の要求に対して特殊の研究が行なわれるべきである。我々はまだ住宅用家具類が賃貸で供給されるよう奖励されることを勧告する。

大七八、長期に亘つて居住されてゐる迄多くの住宅は、家族生活の基本的要素について甚しく述べ缺陥がある。我々は古の住宅を近代化する一般的計画の當面する方法上の諸困難を認めざるを之をいかゞりし我々は、屋内衛生設備や温水施設や固定バス等適切な設備を古の住宅に施設する國民的努力の実行可能性について政府が進んで検討するまことを勧告する。財政資金の援助をえてこのよろな設備を施されに住宅を貸すに際しては、子供を有する家族に優先权が与えられねばならぬ。終謹政策を更に確進せしめることの実行可能である場合には、古の住宅における近代的廚房單位の設置も考慮されるべきである。

大七九、都市計画や地方計画において、家族が第一義的考慮の対象にはならぬ。そしてその最初の着手として、小さな子供のある家族に特別に必要な施設、即ち公園や小さな空閑地、幼稚園、機健所や病院、家族のレクリエーションや家族サークル又に対する施設などから易く利用できるよう計画されねばならぬ。(第二十章)

大八〇、物質的諸考慮と同様に社会における思想の一般的動向も家族の大さきの動きに影響を及ぼす以上、家族福祉のための諸方策のもつ二重的目的—社会的公平と人口の維持—は是非とも広く理解され承認されねばならぬ。全社会をして人口趨勢とその影響に関する広汎な事實に関する一定の理解を抱かせるためには教育上の努力が必要である。

大八一、家族生活に対する準備に対してもまた教育制度上もつと優越的地位が与えられねばならぬ。これは(1)学校における性教育の広汎化発達(2)家庭をもつたための実際的技能や夫婦生活に関する諸科目的地位を引き上げるために教育課程の調整、また(3)通常の家庭的諸問題と同様に結婚的心理的側面の教育のために洲立大学や青年学校において成人講座を普及するなどによつて達成されるべきである。学校外においては教会や民間団体の協力が肝要である。(第三十一章)

人口研究

大八二、家族制限の普及した結果として、人口問題は常に、家族關係や前途の見透しや社会的及び經濟的状況の諸変化について變貌していくのであるえない。それは絶えざる研究を要求するであろう、そしてこの研究を用意し、またその結果が國家政策の編成及び施行に済して当然重要視されるよう保障されることは、近代社会の諸機能の一となるに至つた。現在英國において出產力統計の蒐集と分析のための組織は、近代的要請に対して充分ではない。そして僅かばかりの民間団体や個人研究家の仕事を別にしては、人口の趨勢に影響を及ぼす社会的、經濟的、医学的、心理的要因に

対する研究は全く存在しません。

大八三、出産力統計の蒐集と分析を主として家族の大きさの研究に向けるように計画し、官制機構をこの仕事のために置くべく整備されることを希望する統計委員会の勧告は、できるだけ早く検討の上必要を改正の実施これを我々に願望する。特に我々は、(1)家庭センサスの諸問題を定期的間隔に行われる一般センサスの中に含めること(2)國家登録局の統計部を強化してその地位を上げること、そして(3)英國全国の包括的な出産力資料の定期的分析と公表のために適当な处置のとらるべきことが必要であると考える。

大八四、我々は、現在のところでは人口研究のためにだけに新しい独立の組織を作ることには賛成しない。しかし、この研究の促進と奨励については各省連合社会経済研究会委員会に委託されるべきことを勧告する。この委員会の機能は必要な執行权限を包含できるよう拡大せらるべきである。且つその処理しうる充分な資金を持つべきである。我々はまた國家登録局の機能とも拡大して、凡ゆる適切な方法で委員会の調査を推進せしめうるようすべきである。

大八五、枢密院議長は、人口の動向並にその国家政策に対する意義について總えず留意すべし責任を持つべきことを勧告する。(第二十三章)

総括的結論

大八六、我々の研究は五ヶ年を要した。王立委員会として、このめうた困難な議論の多い問題に

対してこんなに長期にわたつて取り組んだに例はない。問題の各部同様の有名な「全軍が沈んだ」と
沼地に機せられるであらう。我々は今や、過去と現在に亘る人口の趨勢、その諸原因との可能性
諸結果の調査を完了し、そして次の二組へ異なつた問題に対処するためになさざるである。我々が
考えるところを素描した。問題の第一は、人口の總数とその年令分布に現実に生じたところの或は現
在進行中であるところの変化に対する社会的、經濟的処置の調整の問題であり、第二の問題は過去
一〇〇年にわたる人口増加の状態において発生したところの革命的変化が我々の社会に対して今后
如何なる示唆をもつてゐるかといふ問題である。この第二の問題が我々の研究の難点を構成していく
る。そして本報告書を結論するに当り、我々は基本的示唆をみをしているものと強調しておきたい。

六八七、それは、産児統制が一般的に承認されてゐる我々の如き社会は、その社会成員がその人
口を支替するに足る充分な大きさの家族を持つ価値ありと考える場合のみ繁榮する、ことである。
また将来をかく生き残ることが出来るといふことである。これは單に總数の問題ではない、また總
數が中心に争ひ問題ともなり、國家の資源や責任との関係においてどの位の人口が望ましいかとい
うことについては著しく異なつて見解を持つことが可能である。しかもそれを我々が第三部における
論じた諸理由から明らかのように、もし長期に亘つて両親が人口を支替するに余りにも過多な家族
を持つならば、その社会は漸次弱体化の途を辿らねばならぬといふことを承認することも可能であ
る。我々の研究が我々に確信せしめるところは、家族の大きさの推移が社会の前途と状勢や諸々の

政策との間にもつてゐる関係が特別に緊密不可分なものだということである。そして我々の報告のすべてを一貫するところの我々の関心事はこの事実の充分に認識され、そして政策と行政のあらゆる関係部門において人口の要因の考慮に入れられるようになることです。

謝 辞

六八八、我々の仕事を援助して下さった多くの人々に対する謝意については序章で述べたとほりである。即ちその報告書が個々に出版され、そしてそれやれ自分の見解を訴えることによるであらう三つの専門委員会、またその最高の知的熟練と蓄蓄、その長期に亘る精力的な調査を買われて招聘され家族に関する調査をしてくれたタラス教授とエスニック氏、また出産力調査を行つてくれた私立大学の産科医と婦人科医たち、また我々のために一定の特殊研究をやってくれた多くの個人、並ひに我々に資料を提供してくれたりその他の方々で援助してくれた種々の団体、個人及び部局等の援助に対してもある。また我々の研究課題の研究的部面においては数年の間研究補助者として我々の石井に盡力してくれたジョン・ハジナル氏のすぐれた仕事を負うところが極めて多い。

六八九、我々はここで報告書のニケエン、F・マクニコル氏並びに副秘書のW・A・B・ホフキン氏に対するお礼述べられたサービスにつき深甚の感謝を記録しておきたい。専門委員会と専門委員会の組織の複雑性、我々の研究せねばならぬかつて問題の領域の広さと多様性、そしてそれら多くのものがもつ畜産に技術的な性格はさすがに資質—即ち組織、判断、慎重の能力、起業

の熟練、知的能力、技術的知識と科学的良心との異常な組合せのために我々の秘書に多くを依頼せねばならなかつた。これらの厳しい要求がされて充分に充足されたことは我々の幸運であつた。

茲に凡てを恭しく陛下の寛大なる御配慮に擲かる。

Hubert D. Henderson (Chairman)

A. M. Carr-Saunders

Ethel Cassie

Crambrook

Arthur W. M. Ellis

R. C. H. Ensor

J. R. Jobhouse

* Margaret C. Fay

Gwen Longmore

G. P. Hopkins Morris

Mary Ogilvie.

Helen H. Dawson.

Alfred Roberts.

William D. Robinson.

Mrs. F. Mc Neil.

Secretary.

W. S. B. Hopkins, Assistant Secretary.

18th March, 1919.

* 教育費又關する意見。關係者探求する署名。關係文書を以て別添
參照。

教育費（第十四章）に関するミセス・M・C・ジエイの留保意見の覚え書き

四四

一、私はその論証及び結論の主要部分には完全に同意して報告書に署名したが、しかし或る一章について私は同僚たちと意見を異にし、且つその点を保留することが必要だと思う。それは第十四章における討議に關係したことで、教育費が出生率に及ぼす影響の箇割りに関する部分である。私はこの章の第三八二節から第三九二節までの報告に同意する、が私は本報告書はこの正当な前提から論理的に完全な結論を引出すことを躊躇しているのである。我の臆病だと思う。本報告書において同意されていふとあり、出生率は主として個々の両親かもつと子供を産もうか如何かと考える思慮深い決心に依存している。そのような決心を決定させる一つの重要な作因は、多々ある中でも、追加された子供の養育費の問題である。これは自然に多くの場合そつ明瞭に或いは意識的に計算されはしないからうが、一般的傾向としては養育費が所得に応じて差一引き大きな減少を惹き起すようになると時々に確実となることになると思ふ。

二、従つて公共政策がそのような決心に対する反応として与えうるところの本質的な影響は追加的な子供の出生か、追加的出費に主として貢獻することの追加的所得を自然と増加させるように保證することにある。英國の場合については第二子以降一子当たり週五シリンドの家族手当と現金で下附しようという決定が子供数に基く種々の追加的子社会的サービスをも考慮するならば或る程度においてこの理想を年収五〇〇镑未満の家庭に対する実現しているといえる。この所得水準よりずっと高

い家族にあつては週五シリントンタの追加、或いはその他のサービスも含めて一のミクシントンタの追加は實際問題として追加的出費の大半を蔽うに足りない。従つて次のよくな結論が当然のこととなる、即ち我々は(a)右の水準以下の家族收入をもつた人口部分の出生率を維持することで満足するか、それとも(b)追加的所得を幾分増加して右の所得水準以上の家族における追加的子供の出生を増加させるとか、乃至はまた(c)右の所得水準以上家族における子供の養育のための追加的出費を減少させるかのいずれかとなる。

三、右の所得水準を超える社会部分の出生率（尤もこの階級の出生率は統計学的には一般出生率に対する大きさを影響はもつてはいなつて何とかして影響を与えるとする試みにして放棄すべきものでなつといふこと）の同意されるならば、我々には上の選言命題の中で(b)と(c)とが残られる。

四、(b)の場合には、もしそれが効果的であるためには、國家は高所得の家族に対して低所得の家族に支拂われる額を超えた或る種の家族手当を支拂はねばならぬことになる。それハロット氏の提案に似た制度とするわけで、既に考慮せられており、所得階級別の所謂強制的保険の形をとることとなる。

五、本報告はすでにこのよくな制度が社会的公正を欠くまた行政技術的に極めて困難であることを結論している。この種の制度の辯護者はそれが單に富裕階級内部での援助に過ぎないといふふうに見せかけようと努力する。しかし實際問題として、もしこの目的のための歳入を増加するため

に國家の課税权の行使されるとすれば、それを富裕者の出費の多い教育の補助金にあてることは、一般教育制度その他の社会的サルベイエスの改善のために使用せらば天でもあらう公夫の歳入を右の目的のために使消するといふことを意味する。その他高所得階級の所得を余計子供をもつてゐる家族に有利にするよう増加しようとする工夫は、一所得税率除をこの目的のために使用することは勿論ある限度において異議はないけれども（しかしこれもハロード氏の提案と同じような反対に囁きされるか、さもなくばこの人口階級の出産率に対して何程の影響も与えないと云うデシンマに当面してゐる。

次にこのデレンマは本質的に避難のものと見なされねばならぬ。ところのは、現在の中產階級または專門職階級の水準における子供養育費を与えられたものとするならば、國家は賃金労働者に支拂はれる額を恐ろしく超える支給額を出すことなしにはこの種の出費を有効に補助することできなからである。

七、我々はそれ故に(c)の場合を検討せざるをえぬことになる。即ち現在の英國で中產階級或いは專門職階級の負うてゐる子供養育費を引下げる可能性についてである。これの出費と稱されるものは、果して何んであらうか、第一種のものは、食費や衣料の如く、賃金労働者の家計とそりか離れたものではない。いうまでもなく、もしこれらが中產専門職階級の両親の心を支配する出費であるとするならば、既に提案された程度の子供手当やサービスの追加で十分たとつえよう。家賃や休暇旅行のような或る特定の中間的出費が相当の負担になつてゐること小疑いす。しかしそれにも増して一番負担のりづら特殊の出

費は「現在は「国民保健」、「ヴィス」の医療費の大部を取引除ってくれたの」教育である。本報告書の第三十九節はハーフリック、スクールの教育費が「出生率を引下すように作用している」ということを素直に公言している校長会議の意見を引用している。

ハ、中産及の専門職階級は好んでこの種の出費を甘んじてゐるが、何故そうしなければならずのか、どう対応すれば十分な理由がないと主張する人もある。あるいはそういう人が、しかしそれは現在の問題にとってはどうでもよいことである。肝腎なことは、畢竟として今日の社会的状況下においては、これらの社会群の両親たるは彼等の子供に対して教育上の優位を確保しようとする望んでおり、またそらしつけますからうといふことである。一九四四年のパトラー法以降私立学校教育に対する需要は著しく増大した、そして教育における私立の利益が存続しうるか否りは帶であり、且つそれとうける子供に永久利益を与えていたる理由である。わが国の二段階の教育組織の中にあってこれらの利益がどれほど強固なものであるかは考案に倣ることで、要約してそれは次のようにならうとかひきよう。

(a) 私立学校は「官立学校における公共費節約の結果として」官立学校と較へることとの学級よりも少つとも少數の子供しか含まない。初等科での平均は私立は一五二二。人であるが公立では四。五。人である。中等科では私立ハーフリック、スクールの一一一五人に対し官立では二。一三。人である。私立学校の中でも授業料の高いところは各学級の生徒数は少ない。例えば、冬

レースル・レーがトン博士の表を示しているとおりに中等科では、授業料が年一四〇磅以上の学校では専任職員一人につき子弟一二、八人という割合であるが、一学期の授業料が二〇磅以下のところでは平均は一九、八人となつてあり、その他補助金支給をうけているところは三四、大人、とよつてゐる。小学校の利益は極めて明らかで、ペブリック、スクール校長会議委員会が最近に報告するところによつても、これらの学校における小学校の存在は「多くの場合は豊かで且つ変化に富んだ授業と児童の一人一人の必要に対する緊密な個人的考慮を可能ならしめてゐる。」

(6)私立学校は高い給料を支拂ひうることから、それだけの理由で「うと負のよの教師を雇つてゐる。上記校長会議委員会の語るところによれば「独立して寄宿制学校の給料はペーハム制のそれより四〇%高い。」これらの学校はこのように「負のよの教師を得ようとして官立学校に対して競争してゐることになる。次の数字はそれが極めて成功裡に達成されてゐることを示してゐる。」レーポーン博士の報告に引用されてゐる大戦前の調査によると、右のペブリック、スクールでは教員の三九、三%がオックスフォードの出身、四四、四%がケンブリッヂの出身者であつた。地方教育当局が經營してゐる中等科学校の場合には、オックスフォード出身は七、七%、ケンブリッヂ出身は八、七%であつた。

九、これらの利益は、確かに当然のことではあるが、子弟の大半が入学する機会を著しく増加するものと信せられてゐる。そして大半入学者は更に進んで生涯において非常有利得となる。従つて中産及ぶ専門階級の両親たちがそういう場合に当面してそのような利益を自分の子弟のためにつめ

ようとするとは驚くにあらるまい。今日の社会状勢にして変化のないかさうに彼等はやうすることをやめるなどと想像することは全く非現実的などである。

（二）しかし専から、彼等からうする限りは子供の教育費は莫大なものとなる。そして特に官立学校へゆく子供のそれと対比して比較する所はと大きなものとなる。これらの出費は今日のところ一般的といつてあ、まさ次の如きものである。

（一）二一八才の子供をあわせる私立の小学校準備学校での食費を含む授業料は一学期一〇一ニ〇ギニ一である。八一三才の子供を引き受け私立の小学校の場合には、授業料の平均は書簡学校の場合食費を入れて一学期ニ〇一三〇ギニ一、寄宿制学校の場合は五〇一〇〇ギニ一である。一三一七八才の子供の入る私立のパブリック、スクールの場合はその年内は書簡学校では二五一四〇ギニ一、寄宿制学校では九〇一〇〇ギニ一である。

（二）そうちうれりで、若一一人の子供を四一八才の間出費の多い書簡学校に送り、八一八才の間寄宿制学校に入れるとして、この子供の教育費は大学に入る以前に三〇〇〇磅を更に超えることになる。今日のような課税状況の下では、現行の種々の手当を考慮に入れても、そのような出費がこれらの所得水準にある両親にとって子供をもう一人生もううひとうひと考へる場合に強烈な影響をもつてゆくに相違ないということを否定するには全く現実を無視したことである。彼等が二番目め、三番目め、乃至は四番目の子供を生もうか生まいかと考へるとその影響力は明らかにその最大限に達するのである。このようにして決定を余儀なくされる両親は、彼等が更に一人乃至

何人かの子供を余計にもつする現にもつてゐる子供にしてやれる教育はそれより悪いものにするべ
のう結論を拒否しえないのである。このことこそが最も強迫的な要因をなすもので、それは第三
子あるいは第四子を産もうからひまつゝと考えてつる附加税納税者階級に影響するばかりでなく、

第二子あるいは第三子を産もうかどうかと考へてゐる広汎な中產階級にも影響するのである。

三、所得構成と教育組織と租税制度との間に見られる今日の不思議な、全く巧みなる結びつき
は中產専門職階級をしてその子供の教育上の優越を身につけてやるために巨大な負担を負はるええ
なつような状態に追いつ込んでゐり、そして彼等の子供を余計もつはらその一人一人のろける
教育は彼等の友人や親戚の子供のそれを敗つて悪つものとするといふことを自覺せざるをえどもよ
うな事情になつてゐる。中產専門職階級の両親にとっては彼等の家族を一子乃至二子家族に制限す
るか、さもなくばその子供等に劣等の教育を施すことを進んで甘受する以外にこのチレンマを逃れ
る途のないものである。

四、本報告書全文（第三部第一七章）で述べられてゐる提議は、私の考えるところによれば、
中產専門職階級の両親からその負擔を取り除き、そうすることによって現実のチレンマを解
消してやるには決して十分なものとは言えない。中產専門職階級にとって精神的にも財政的にも重
荷であり、その上（この限られた階級内部での）出生率の将来に有害であるところの此のチレンマ
を取りのらく唯一の途は、國家が中產及び専門職階級の有から私立学校教育の重荷を完全に辯ひの
けて了るところの決断の外にない。

一五、これを実行する方途は發見するに困難である。されば勿論漸進的進化の段階を通じてで

はあるが、我が國の教育制度から個人的な學業料を完全になくして了うことによつて達成される。

これは勿論今日の出費の多い学校における教授法や學問的水準を低下させることはなくて、單にこれららの学校への入學資格を所得ではなくて能才本位にすることを意味する。アーリック、スクール等よつて押しすゝめられた教育水準は單に保存されるばかりでなく、寧ろそれから利益をうる能力のある凡ての者にそれを拡大し利用しうるようにするといふことが私の趣旨なのである。現状ではこれららの学校の教育程度は五五%に高いので、それだけこれらの学校への入学者に極端な階級的淘汰を全般多くするといふ公共の利益からいって望ましい結果を引き起してゐるのである。

一六、それ故に、我々にして若し實に中產専向職階級の出生率を維持しようと思ひうれば、爲すべきことは今日の出費の多いハイスクール程度にて一般教育水準を引き上げると共に、全時代入學の方法を変更することをなげねばならぬ。これは各地方の教育費財源を再組織し子供のためであるような教質を産えるようにならねばならぬ。そうすれば如何なる階級の両親もその子供が各自の能力に従つて最善の教育を受けるのをとらうことをこれからう。

一七、わが國の教育制度におけるそのような改革がそひ自身として望ましいものであるかどうか姑くおく、(この問題について論するのはこゝでの目的ではない)一人の見地から見て、中產専向職階級の平均家族の大さを人口交替の水準に維持しらるための方法で世論の一般的支持をうけられたるもののはこれが以外に見出し難いのである。我にはこれらの階級の未來の兩親から私立

学校教育の重荷を取り除いてやうねはならぬ。さもなくは我々は彼等の人口交替に失敗することを
自慢せざるを得ないつである。つづればもせよ此の兎から羅のチャレンマは真正面から直視され、政
策の決定に際しては十分に事実の真相が考慮されねはならぬ。

マー ガレット C ジエイ

附錄一、科學委員會——構成と附託事項
統計委員会

附託事項——立人人口委員会の援助の下に、本委員会の研究に必要な統計上の問題を
系統化し、研究の統計的側面に關し、一般的に討論する。
構成員

Sir Alexander M. Carr-Saunders (Chairman)

H. C. Campion.

Professor D. G. Champernowne

J. H. D. Service

Professor D. H. Glass

R. R. Kuczynski. (1月20日死)

J. G. Hynd

Sir George H. Medder

F. A. J. Mengler.

A. Reader.

Percy Stock.

○經濟委員会

財能事項 — 正に人口委員会報告の上より委員会の研究上関連する經濟的諸要因を系統的に調査研究の経済的側面からニ一般的に委員会に助言する。

構成員

Professor Sir Hubert Henderson (委員長)

Professor Sir Alexander Gray

J. R. Hicks.

E. C. Ramsbottom.

W. B. Reddaway.

Mr. Jean Robinson.

○生物医学委員会

附記事項一 王立人委員会援助のために委員会の研究上関する生物学的・医学的諸課題を統一して、研究の生物医学、医師的側面に關して一挙的に委員会に助言する。

構成員

Professor A. W. Ellis.

Professor C. D. Adriam.

Professor D. Baird.

H. Mr. F. Bishop.

C. Mr. Blacker.

Professor D. V. Glass.

Sir Alexander L. Iselland.

Dame Louise McAllister.

A. S. Parkes.

E. W. Pickles.

Colonel Sir Alexander J. M. Russell.

Percy Stocks

J. G. Thwaites.

人口問題研究所既刊研究資料目録

人 口 問 題 研 究 所

研 究 資 料

題

目

發行年月

第一号	第二次育児費調査結果の概要	二六
第二号	食糧危機と産児制限	二七
第三号	特殊分類による女子職業別人口	二八
第四号	産児制限と社会主义	二九
第五号	公衆衛生に於ける戦後養成問題	三〇
第六号	戦後農村人口の構成	三一
第七号	社会主義的人口理論の概観	三二
第八号	最近アメリカに於ける人類学的研究の動向とその概念についての概要	三三
第九号	将来(昭和三十一年)に於ける産業別人口の基準に関する研究(改訂版)	三四
第十号	リツメリン研究資料 其の一	三五
第十一号	戦後の農村過剩人口	三六
第十二号	世界人口問題に関する概論	三七
第十三号	システムデーの人口論	三八
第十四号	昭和廿五年度の推計人口の分布	三九

第五号	我が國人口増殖力の近の将来	二二、九
第六号	産児制限問題概観	二二、一〇
第七号	過剰人口論の基礎理論	二二、一〇
第八号	過剰人口論の史的展望その二 リュー・メリンの過剰人口論	二二、一〇
第九号	ベーバラ・ワード植民地バランスシート論	二二、一〇
第十号	年令別子女扶養費に就いて—第三次育児費調査結果に関する研究 その一	二二、一〇
第十一号	産児制限実態調査結果の概報	二二、一〇
第十二号	アメリカ人口問題資料 その一	二二、一〇
第十三号	アメリカ人口問題資料 その二 國家資源調査局人口問題委員会報告	二二、一〇
第十四号	その三	二二、一〇
第十五号	その四	二二、一〇
第十六号	その五	二二、一〇
第十七号	その六	二二、一〇
第十八号	リスト生産力の理論における人口思想	二二、一〇
第十九号	フワアチヤイルドの移民無効論について—移民間題参考資料 その一	二二、一〇
第二〇号	ワードの日本移民不必要論について—移民間題参考資料 その二	二二、一〇
第二十一号	日本人の燃帶移住適性に関する資料(一) —移民間題参考資料 その三	二二、一〇

第三号

子女数別子女性扶養費について—第三次育児費調査結果に関する研究 その二

第三号

人口統計における幾何学的表現法について

第三号

佐賀縣千歳、玉島村における農村人口収容力調査中間報告
戦時中ににおける兒童の教育状態に関する調査 (一)

第六号

最近の人口12閏する資料

第七号

佐賀縣千歳村の農村人口に関する若干の分析、農村人口収容力調査中間報告
産制及び移民問題を中心とするタヘソン博士の發言とその反響

第八号

諸外国における産児制限の普及状況

第九号

受けた調節及び墮胎に關する各國の態度並に施設の概要

第十号

日本農業の最適人口試算に関する一資料

第十一号

農村人口收容力調査結果表

第十二号

産児制限問題の人口政策的考察

第十三号

にんしん中絶（墮胎死流産）の割合に関する資料

第十四号

わが國有業人口の構造的推移について

第十五号

岡村における純終入植者の定着性に関する一資料

第十六号

—岡山縣兒島郡藤田村における農村人口収容力調査

結果の中間報告—

研究資料

題

目

飛行年月

五六

第四七号

本邦に於ける精神の統計 —抄録集

第四八号

イギリス人口委員会報告書（その一）

第四九号

（その二）

第五〇号

（その三）

第五一号

（その四）

第五二号

（その五）

二四、八刊
求未